

子ども・子育て支援新制度に関する各種基準の条例等骨子案

1 子ども・子育て支援新制度とは

幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的に、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」に基づく子ども・子育てに係る新制度

ポイント 幼保連携型認定こども園制度の改善（単一の認可・給付に）

施設型給付及び地域型保育給付の創設

地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）

施行時期 平成 27 年 4 月 1 日

2 条例等で定める基準

- (1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案…P.1
- (2) 子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準案…P.10
- (3) 放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準案…P.12
- (4) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案…P.14

3 国が定める基準と本市が定める基準との関係

子ども・子育て支援新制度では、市は、国が定める基準（平成 26 年 4 月 30 日公布）を踏まえて、地域の実情に応じて市としての基準を定めることとなっている。

区 分	国の「従うべき基準」	国の「参酌すべき基準」
法的効果	必ず適合しなければならない基準	十分取り入れなければならない基準
条例で異なるものを定めることの許容の程度	法令の基準と異なる内容を定めることはできない。 *基準に従う範囲内であれば、本市の実情に応じた内容を定めることは可	法令の基準を十分参照した結果であれば、異なる内容を定めることはできる。
国の基準に沿った市の考え方	法目的や要件規定の趣旨に合致した範囲内で市の実情に応じられるか。	省令の基準を参考にし、下回る又は緩和する基準を定めるべき市の実情があるかどうか。
本市の考え方の方向性	<u>国の基準より下回る又は緩和すべき本市の実情がない限りは、国の基準と同様とする。</u>	

4 パブリックコメント

① 閲覧及び募集期間

平成 26 年 7 月 11 日（金）～7 月 25 日（金）

② 閲覧及び配布場所

こども課、学校教育課、清音・山手支所、西・北・昭和出張所、市 HP

③ 意見を提出できるのは、次のいずれかに該当する方

- ・ 市内に居住している方
- ・ 市内で就業、就学している方
- ・ 市内に事業所を有する法人その他の団体
- ・ 意見募集の対象となっている案件に利害関係のある方

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案

家庭的保育事業等は、新たに市町村の認可事業として位置づけられる事業です。

原則として、満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対し行われる事業で、次の4類型があります。

類 型	内 容
(1)家庭的保育事業	定員を5名以下とし、保育者の居宅その他の場所で保育を行う。家庭的な雰囲気の中で保育を実施。
(2)小規模保育事業	定員を6～19名とし、保育を目的とした様々なスペースで、小規模で保育を実施。3つの類型がある。 <ul style="list-style-type: none">・ A型：保育所分園に近い類型・ B型：AとCの中間的な類型・ C型：家庭的保育に近い類型
(3)事業所内保育事業	事業所が主として従業員の仕事と育児の両立支援策として実施。従業員のほかに、地域の子どもにも保育を提供する。
(4)居宅訪問型保育事業	保育を必要とする子どもの居宅において、1対1を基本とする保育を実施。

家庭的保育事業等を、国・都道府県・市町村以外のものが行う際には、市町村の「認可」を受ける必要があります。この認可基準については、国が定める「従う基準」「参酌すべき基準」に基づき、各市町村が条例で定めることとなります。

○家庭的保育事業等の共通事項（国基準のとおり）

・ 一般的要件及び資質、職員の基準（従うべき基準）

職員は健全な心身、豊かな人間性と倫理観を備え、必要な知識及び技能の習得向上に努める。他の社会福祉施設をあわせて設置する時は、保育に直接従事する職員以外は兼ねることは可。嘱託医及び調理員を置かなければならない。（居宅訪問型保育事業は除く。）

・ 非常災害（参酌すべき基準）

軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回実施すること。（居宅訪問型保育事業においては除外項目あり）

・ 利用者との関わり（従うべき基準）

国籍、信条、社会的身分、費用負担等で差別的取り扱いをしてはならない。

心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

虐待及び懲戒に係る職権濫用の禁止

・ 衛生管理（参酌すべき基準）

利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。（居宅訪問型保育事業においては除外項目あり）

・ 健康診断（参酌すべき基準）

利用開始時の健康診断、定期健康診断の実施。職員の健康診断について、特に乳幼児の食事

を調理するものは、綿密な注意を払うこと。(居宅訪問型保育事業においては除外項目あり)

- 重要事項の関する規程 (参酌すべき基準)

事業の目的及び運営指針・提供する保育の内容・職員の職種、員数及び職務の内容・保育の提供を行う日・乳児、幼児の区分ごとの利用定員・利用の開始、終了に関する事・緊急時災害対策・虐待防止・その他運営に関する事。

- 帳簿・秘密保持・苦情 (従うべき・参酌すべき基準)

職員、財産、収支及び乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備
正当な理由なく、知り得た秘密を漏らしてはならない。

苦情に対し、迅速かつ適切に対応する為に必要な措置を講じると共に、市町村からの指導助言に必要な改善を行わなければならない。

- 保育時間 (従うべき基準)

保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して事業者が定める。

- 保育内容 (従うべき基準)

厚生労働大臣が定める指針に従う。

○市独自の基準

- 暴力団等の排除

「総社市暴力団排除条例」により、事業者は、役員等が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと、施設が暴力団又は暴力団員の支配を受けることがないように必要な措置を講じなければならない。

(1) 家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準案

項目	国基準		本市基準案	
保育従事者	家庭的保育者（＋家庭的保育補助者）		国基準のとおり	従
職員数	3：1（家庭的保育補助者を置く場合 5：2）		国基準のとおり	従
設備・面積	保育室等	保育を行う専用の部屋 1人3.3㎡（部屋自体は9.9㎡以上が必要）	国基準のとおり	参
	屋外遊戯場	同一敷地内に遊戯等に適した広さの庭場 ※付近の代替地可 満2歳以上児 1人3.3㎡		
給食	給食	自園調理 （連携施設又は同一・関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等からの搬入が可能）	国基準のとおり	従
	設備	調理設備		
	職員	調理員 （保育を行う子どもが3人以下の場合、家庭的保育補助者で対応可） ※調理業務の全部委託・連携施設等からの搬入の場合不要		
耐火基準	火災報知器、消火器の設置 消火訓練・避難訓練の定期的実施		国基準のとおり	参
連携施設	次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（連携施設）を適切に確保しなければならない。 ・集団保育の機会の設定・相談・助言その他の保育内容に関する支援 ・必要に応じた代替保育の提供 ・保護者の希望に基づく、卒園児童の連携施設における受入れ ※5年間の経過措置あり		国基準のとおり	従

(2) ー1 小規模保育事業（A型）の設備及び運営に関する基準案

項目	国基準	本市基準案	
保育従事者	保育士 *保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる	国基準のとおり	従

職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児(★) 20:1 4歳以上児(★) 30:1 の合計数+1名	国基準のとおり	従
設備・面積	保育室等 0・1歳児 乳児室又はほふく室 1人 3.3㎡ 2歳児 保育室又は遊戯室 1人 1.98㎡	国基準のとおり	参
	屋外遊技場 2歳以上児/1人 3.3㎡ *付近の代替地で可		
給食	給食 自園調理(連携施設又は同一・関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等からの搬入が可能)	国基準のとおり	従
	設備 調理設備		
	職員 調理員 *調理業務の全部委託・連携施設等からの搬入の場合不要		
耐火基準	認可保育所に準じた上乗せ規制	国基準のとおり	参
連携施設	次の掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(連携施設)を適切に確保しなければならない。 ・集団保育の機会の設定・相談・助言その他の保育の内容に関する支援 ・必要に応じた代替保育の提供 ・保護者の希望に基づく、卒園児童の連携施設における受け入れ *5年間の経過措置あり	国基準のとおり	従

★:保育の体制の整備の状況その他の地域の実情を勘案して保育が必要と認められる満3歳以上の児童(特例地域型保育給付の対象)の場合

(2) - 2 小規模保育事業(B型)の施設及び運営に関する基準案

項目	国基準	本市基準案	
保育従事者	保育士 1/2 以上 (保育士以外は研修を修了した者) *保健師又は看護師を 1 人に限り保育士とみなすことができる。	国基準のとおり	従
職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児(★) 20:1 4歳以上児(★) 30:1 の合計数+1名	国基準のとおり	従

設備・面積	保育室等	0・1歳児 乳児室又はほふく室 1人 3.3㎡ 2歳児 保育室又は遊戯室 1人 1.98㎡	国基準のとおり	参
	屋外遊技場	2歳児以上児/1人 3.3㎡ *付近の代替地で可		
給食	給食	自園調理（連携施設又は同一・関連法人が運営する小規模保育事業，事業所内保育事業所，社会福祉施設，医療機関等からの搬入が可能）	国基準のとおり	従
	設備	調理設備		
	職員	調理員 *調理業務の全部委託・連携施設等からの搬入の場合不要		
耐火基準	認可保育所に準じた上乘せ規制		国基準のとおり	参
連携施設	次の掲げる事項に係る連携協力を行う保育所，幼稚園又は認定こども園（連携施設）を適切に確保しなければならない。 ・集団保育の機会の設定・相談・助言その他の保育の内容に関する支援 ・必要に応じた代替保育の提供 ・保護者の希望に基づく，卒園児童の連携施設における受け入れ *5年間の経過措置あり		国基準のとおり	従

★：保育の体制の整備の状況その他の地域の実情を勘案して保育が必要と認められる満3歳以上の児童（特例地域型保育給付の対象）の場合

(2) 一3 小規模保育事業（C型）の設備及び運営に関する基準案

項目	国基準		本市基準案	
保育従事者	家庭的保育者（+家庭的保育補助者）		国基準のとおり	従
職員数	3：1（家庭的保育補助者を置く場合5：2）		国基準のとおり	従
設備・面積	保育室等	0・1歳児 乳児室又はほふく室 1人 3.3㎡ 2歳児 保育室又は遊戯室 1人 3.3㎡	国基準のとおり	参
	屋外遊技場	2歳以上児/1人 3.3㎡ *付近の代替地で可		
給食	給食	自園調理（連携施設又は同一・関連法人が運営する小規模保育事業，事業所内保育事業所，社会福祉施設，医療機関等からの搬入が可能）	国基準のとおり	従
	設備	調理設備		
	職員	調理員 *調理業務の全部委託・連携施設等からの搬入の場合不要		
耐火基準	認可保育所に準じた上乘せ基準		国基準のとおり	参

連携施設	<p>次の掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（連携施設）を適切に確保しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団保育の機会の設定・相談・助言 その他の保育の内容に関する支援 ・必要に応じた代替保育の提供 ・保護者の希望に基づく、卒園児童の連携施設における受け入れ <p>*5年間の経過措置あり</p>	国基準のとおり	従
------	---	---------	---

(3) 事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準案

項目	国基準	本市基準案	
保育従事者	<p>【定員 20 名以上】 保育士 【定員 19 名以下】 保育士 1 / 2 以上 (保育士以外は研修を修了したもの) *保健師又は看護師を 1 人に限り保育士とみなすことができる</p>	国基準のとおり	従
職員数	<p>【定員 20 名以上】 0 歳児 3 : 1 1・2 歳児 6 : 1 3 歳児 (★) 20 : 1 4 歳以上児 (★) 30 : 1 【定員 19 名以下】 0 歳児 3 : 1 1・2 歳児 6 : 1 3 歳児 (★) 20 : 1 4 歳児以上児 (★) 30 : 1 の合計数 + 1 名</p>	国基準のとおり	従
設備・面積	<p>保育室等</p> <p>【定員 20 名以上】 乳児室 1 人 1.65 m² ほふく室 1 人 3.3 m² 保育室又は遊戯室 1 人 1.98 m² 【定員 19 名以下】 乳児室又はほふく室 1 人 3.3 m²</p>	国基準のとおり	参

		保育室又は遊戯室 1人 1.98㎡		
	屋外遊技場	2歳以上児/1人 3.3㎡ *付近の代替地で可		
給食	給食	自園調理（連携施設又は同一・関連法人が運営する小規模保育事業，事業所内保育事業所，社会福祉施設，医療機関等からの搬入が可能）	国基準のとおり	従
	設備	【定員 20 名以上】 調理室 【定員 19 名以下】 調理設備		
	職員	調理員 *調理業務の全部委託・連携施設等からの搬入の場合不要		
耐火基準	認可保育所に準じた上乗せ規制		国基準のとおり	従
項目	国基準		本市基準案	
連携施設	【定員 20 名以上】 連携施設を確保しないことができる。 【定員 19 名以下】 次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所，幼稚園又は認定こども園（連携施設）を適切に確保しなければならない。 ・集団保育の機会の設定・相談・助言その他の保育の内容に関する支援 ・必要に応じた代替保育の提案 ・保護者の希望に基づく，卒園児童の連携施設における受け入れ *5年間の経過措置あり		国基準のとおり	従
地域枠の受け入れ	以下の表1，「地域枠の定員」以上の定員枠を設けなくてはならない。		国基準のとおり	参

★：保育の体制の整備の状況その他の地域の実情を勘案して保育が必要と認められる満3歳以上の児童（特別地域型保育給付の対象）の場合

《表1》

定員区分	地域枠の定員	
	国基準	市基準案
1名～5名	1名	国基準のとおり

6名～7名	2名	
8名～10名	3名	
11名～15名	4名	
16名～20名	5名	
21名～25名	6名	
26名～30名	7名	
31名～40名	10名	
41名～50名	12名	
51名～60名	15名	
61名～70名	20名	
71名～	20名	

(4) 居託訪問型保育事業の設備及び運営に関する基準案

項目	国基準	本市基準案	
提供する保育	<p>次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>① 障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育</p> <p>② 教育・保育施設、地域型保育事業者が利用定員の減少・確認の辞退をする際の、便宜の提供に対応するために行う保育</p> <p>③ 児童福祉法第24条第5項に規定する措置に対応するために行う保育</p> <p>④ 母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育</p> <p>⑤ 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の地域型保育事業の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育</p>	国基準のとおり	従
保育従事者	必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認める者	国基準のとおり	従
職員数	1：1	国基準のとおり	従

連携施設	連携施設の設定は一律には求めない *上記「提供する保育①」に該当する場合には、障がい児入所支援施設その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。	国基準のとおり	参
------	--	---------	---

子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準案

新制度では、就学前の子ども一人ひとりに「保育の必要性があるか、保育は1日につき何時間の利用か」等の認定を市町村が行い、認定証を交付することになります。

認定を受けた保護者は原則、保育の必要性がない場合は直接施設へ、保育の必要性がある場合は市町村へ利用を申し込むこととなります。

【認定の区分】

年 齢	保育の必要性	認 定 区 分	利用できる施設・事業
満3歳以上	なし	1号認定（教育標準時間）	認定こども園・幼稚園
	あり	2号認定（保育標準時間） 2号認定（保育短時間）	認定こども園・保育所
満3歳未満	なし	認定対象外	—
	あり	3号認定（保育標準時間） 3号認定（保育短時間）	認定こども園・保育所・ 地域型保育事業

※ただし、保育の必要性ありの事由があっても、保護者の希望により、1号認定を受けて幼稚園を利用することはできます。

項 目	国基準	本市基準案
保育の必要性の事由	児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合 ①就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。）居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。） ②妊娠中であるか又は出産後間もないこと。 ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有していること。 ④同居又は長期入院等している親族を常時介護・看護していること。 ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあた	国基準のとおり

	<p>っていること。</p> <p>⑥求職活動（起業準備を含む）</p> <p>⑦就学（職業訓練校等での職業訓練を含む）</p> <p>⑧虐待やDVのおそれがあること</p> <p>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>	
項目	国基準	本市基準案
<p>保育の必要量</p> <p>※ 理由 1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育標準時間：1日11時間まで（就労時間の下限は、1週あたり30時間程度） ・保育短時間：1日8時間まで（就労時間の下限は、1箇月あたり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定めることとする。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育標準時間：国基準のとおり ・保育短時間：1日8時間まで（就労時間の下限は、<u>1ヶ月あたり48時間</u>とする。）
<p>優先利用等</p> <p>※ 理由 2</p>	<p>調整指数等により、優先利用を可能とする。優先利用は例示の以下のとおり。</p> <p>①ひとり親家庭</p> <p>②生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）</p> <p>③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合。</p> <p>④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合</p> <p>⑤子どもが障がい有する場合</p> <p>⑥育児休業明け</p> <p>⑦兄弟姉妹が同一の保育所等を希望する場合</p> <p>⑧小規模保育事業など、地域型保育事業の卒園児童</p> <p>⑨その他市町村が定める理由</p>	<p>①～⑧国基準のとおり</p> <p>⑨その他市町村が定める事由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保育士・保育教諭が市内の認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所で週35時間以上勤務する場合</u> ・ <u>保護者の疾病・障がいの状況や各世帯の経済状況など</u>

理由

- 1) 保育短時間の就労時間の下限については、現行の市規則「1週 12 時間、かつ週 3 日以上」の時間数を引き継ぎ、1 ヶ月あたり 48 時間とする。
- 2) 同居親族等が保育できる場合も、保育の必要性があると認定するが、同居親族等の支援を受けられない保護者が優先的に保育を利用できるよう配慮するため、調整指数を設定する。

放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準案

放課後児童クラブについては、新制度では、その対象者が「おおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」と明確化されるとともに、実施主体が市町村となります。

項目	国の基準（＝条例案）
職員関係	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブごとに、放課後児童支援員（有資格者）を置かなければならない。 ・放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するものであって、県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> ① 保育士の資格を有する者 ② 社会福祉士の資格を有する者 ③ 高等学校を卒業した者等であって、2年以上児童福祉事業に従事した者 ④ 教員免許を有する者 ⑤ 大学・大学院で社会福祉学・心理学・教育学・社会学・芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑥ 高等学校を卒業した者等であり、かつ、2年以上放課後児童クラブに類似した事業に従事した者であって、市長が適当と認めたる者 ・放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とし、うち1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について支援員を補助する者）をもってこれに代えることができる。 ・放課後児童支援員、補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。 <p style="text-align: center;">*5年間の経過措置あり</p>

＜本市の対応＞ 従うべき基準は、国の基準どおり

項目	国の基準	本市基準案
総論関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用児童の人権への配慮・人格の尊重 ・ 地域社会との交流・連携 ・ 児童の保護者及び地域社会に対する運営内容の説明 ・ 運営内容についての自己評価・結果の公表 ・ クラブの構造設備（採光、換気等） 	国基準のとおり
職員の一般的要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であり、児童福祉事業の理論及び訓練を受けた者 ・ 児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上 ・ 職員に対する研修機会の確保 	国基準のとおり
施設関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遊び及び生活の場としての機能が十分に確保される専用区画、支援の提供に必要な設備及び備品等の設置 ・ 専用区画は、事業の実施時間帯を通して専用利用できること。 ・ 専用区画は、衛生及び安全が確保されたもの ・ 面積は「児童1人につきおおむね1.65㎡以上」 	国基準のとおり
開所日数・開所時間	年間250日以上、平日は3時間以上、休日は8時間以上を原則とする。	国基準のとおり
項目	国の基準	本市基準案
児童の集	児童の集団の規模はおおむね40人以下とする。	児童の集団の規模は

団の規模		おおむね50人までとする。50人を超えるクラブについては、規模の適正化（分割等）に努める
非常災害対策	消火用具，災害対策に必要な設備を設けるとともに，災害対策に関する具体的な計画を作成し，避難及び消火の訓練を定期的に行わなければならない。	国基準のとおり
差別的取り扱いの禁止	利用者の国籍，信条又は社会的身分による差別的取扱いの禁止	国基準のとおり
虐待等の禁止	利用者に対し法33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない	国基準のとおり
衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の使用する設備，食器等又は飲料水についての衛生管理 感染症又は食中毒の発生，まん延防止 必要な医薬品を備え，管理する 	国基準のとおり
運営規程	次に掲げる重要事項について定める <ul style="list-style-type: none"> 事業の目的及び運営の方針 職員の職種，員数及び職務の内容 開所している日及び時間 支援の内容及び保護者が支払うべき額 利用定員 通常の事業の実施地域 事業の利用にあつての留意事項 緊急時等における対応方法 非常災害対策 虐待の防止のための措置に関する事項等 	国基準のとおり
その他事項	<ul style="list-style-type: none"> 職員，財産，収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿の整備 職員の秘密の漏洩禁止 苦情を受け付ける窓口の設置 保護者との密接な連絡 市町村，児童福祉施設，小学校等関係機関との連携した支援 事故発生時の連絡等 損害賠償 	国基準のとおり

＜本市の対応＞

原則として条例において規定することを予定しているが，一部の内容については規則や告示で規定する場合あり

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案

新制度では、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市が、各施設・事業の類型に従い、子ども・子育て支援事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付（委託費）を支払うことになります。この制度を「確認制度」といいます。

ただし、新制度移行前からある認可保育所等については、申請をしなくても確認があったものとみなされます。

項目	国の基準	本市基準案	基準類型	
(1) 特定教育・保育施設の運営に関する基準	(I) 利用定員に関する基準	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)(以下「法」という。)第27条第1項の確認を受ける保育所, 認定こども園については, 利用定員20名以上とする。	国基準 のとおり	従
		利用定員は, 法第19条に掲げる区分(ただし, 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては, 満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分する。)ごとに利用定員を定めるものとする。	国基準 のとおり	従
	(II) 運営に関する基準	利用申込者に対し, 運営規程の概要, 職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い, 特定教育・保育の提供の開始について利用者の同意を得なければならない。	国基準 のとおり	従
		支給認定保護者から利用の申し込みを受けたときは, 正当な理由がなければ, これを拒んではならない。	国基準 のとおり	従
		特定教育・保育施設(幼稚園又は認定こども園)は, 利用申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる子どもの数及び現に利用している1号認定こどもの総数が法第19条第1項第1号に掲げる認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては, 抽選, 申し込みを受けた順序, 当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念, 基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。	国基準 のとおり	従
		特定教育・保育施設(保育所又は認定こども園)は, 利用申込みに係る2号又は3号認定こどもの数及び現に利用している2号又は3号認定子どもの総数が, 2号又は3号認定の利用定員の総数を超える場合においては保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し, 保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう, 選考するものとする。	国基準 のとおり	従
		特定教育・保育施設は, 自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は, 適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。	国基準 のとおり	参

項目	国の基準	本市基準案	基準類型
----	------	-------	------

(1) 特定教育・保育施設の運営に関する基準	(Ⅱ) 運営に関する基準	特定教育・保育施設(保育所又は認定こども園)の利用について、当該施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項(附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	国基準 のとおり	従
		特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証により支給認定の有無、有効期間等を確かめることとする。(※)	国基準 のとおり	参
		特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該申請が行われるよう必要な援助を行うこと。(※)	国基準 のとおり	参
		特定教育・保育施設は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めることとする。	国基準 のとおり	参
		特定教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならない。(※)	国基準 のとおり	参
		特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たり、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。(※)	国基準 のとおり	参
		特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。	国基準 のとおり	従
		特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。	国基準 のとおり	従
	特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。 ①日用品、文房具等の購入に要する費用 ②特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 ③食事の提供に要する費用 ④特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 ⑤上に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの。	国基準 のとおり	従	
項目	国 の 基 準	本市基準案	基準類型	

(1) 特定教育・保育施設の運営に関する基準	(II) 運営に関する基準	特定教育・保育施設は、上記の支払いを受ける額のほか、直接支給認定子どもの便益を向上させるものであって、支給認定保護者に支払いを求めることが適当である便宜について、当該便宜にかかる費用の額の支払いを当該支給認定保護者から受けることができる。	国基準 のとおり	従
		特定教育・保育施設は、前3項の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得ることとする。	国基準 のとおり	従
		次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ定めるものに基づき、子どもの心身の状況に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 ①幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ②認定こども園（①を除く） 幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針（このほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない） ③幼稚園 幼稚園教育要領 ④保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針	国基準 のとおり	従
		提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。また、定期的に保護者その他の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。	国基準 のとおり	参
		常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的格な把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言等を行わなければならない。（※）	国基準 のとおり	参
		職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに子どもの体調の急変が生じた場合等には、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。（※）	国基準 のとおり	参
	項 目	国 の 基 準	本市基準案	基準類型

(1) 特定教育・保育施設の運営に関する基準	(II) 運営に関する基準	<p>特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>①施設の目的及び運営の方針 ②提供する特定教育・保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ⑤支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥認定区分ごとの利用定員 ⑦特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他重要事項</p>	国基準 のとおり	参
		<p>特定教育・保育施設は、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。また、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	国基準 のとおり	参
		<p>利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、所定のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	国基準 のとおり	参
		<p>特定教育・保育施設は、当該特定・教育保育施設の見やすい場所に運営規定の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。(※)</p>	国基準 のとおり	参
		<p>子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。(※)</p>	国基準 のとおり	従
		<p>職員は、子どもに対し、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。(※)</p>	国基準 のとおり	従
		<p>特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る）の長たる管理者は、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等権限を濫用してはならない。(※)</p>	国基準 のとおり	従
		<p>職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員であった者が、正当な理由なく業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。(※)</p>	国基準 のとおり	従
項目	国の基準		本市基準案	基準類型
施設 保育	(II) 運営に関する	<p>提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。(※)</p>	国基準 のとおり	参

	る基準	当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。(※)	国基準 のとおり	参
		提供した特定教育・保育に関する支給認定子どもの家族からの苦情に迅速且つ適切に対応するために必要な措置を講じなければならない。また、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。(※)	国基準 のとおり	参
		提供した教育・保育に関し、市町村が行う報告又は当該市町村の職員からの質問等に応じ、又は苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うこと。(※)	国基準 のとおり	参
		事故の発生又はその再発を防止するため、以下のような措置を講じなければならない。(※) ①事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。 ②事故が発生した場合、それに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告、分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること。 ③事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。	国基準 のとおり	従
		子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、子どもの家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。(※)	国基準 のとおり	従
		事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。(※)	国基準 のとおり	従
		賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに行わなければならない。(※)	国基準 のとおり	従
		特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。(※)	国基準 のとおり	参
		職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	国基準 のとおり	参
		(Ⅲ) 特例施設型給付費に関する基準	特別利用保育を提供する際には、児童福祉法第45条第1項の規定により都道府県等が定める児童福祉施設の設備及び運営の基準を遵守すること。	国基準 のとおり
	特別利用保育を提供する際には、特別利用保育に係る子どもと法第19条第1項第2号に掲げる利用中の子どもの総数が利用定員の数を超えないものとする。	国基準 のとおり	従	

項目	国の基準	本市基準案	基準類型
① 特例施設型給付費に関する基準	特別利用教育を提供する際には、学校教育法第3条に規定する学校の設備、編成その他に関する設置基準を遵守すること。	国基準 のとおり	従
	特別利用教育を提供する際には、特別利用教育に係る子どもと法第19条第1項第1号に掲げる利用中の子どもの総数が、	国基準 のとおり	従

	準	利用定員の数を超えないものとする。			
(2) 特定地域型保育事業の運営に関する基準	(I) 利用定員に関する基準	利用定員については以下のとおりとする。 ①家庭的保育事業 1人以上5人以下 ②小規模保育事業A型及びB型 6人以上19人以下 ③小規模保育事業C型 6人以上10人以下 ④居宅訪問型保育事業 1人	国基準 のとおり	従	
		上記定員は、事業所ごとに満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分して利用定員を定めるものとする。	国基準 のとおり	従	
	(II) 運営に関する基準	利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類の、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者の同意を得なければならない。	国基準 のとおり	従	
		特定地域型保育事業者は支給認定保護者からの利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	国基準 のとおり	従	
		特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る子どもと利用中の子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合においては保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いとも認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	国基準 のとおり	従	
		特定地域型保育事業者は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。	国基準 のとおり	参	
		特定地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請又は児童福祉法第24条第3項(附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	国基準 のとおり	従	
		特定地域型保育事業者は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握につとめることとする。	国基準 のとおり	参	
			特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。)は、連携協力を行う特定教育・保育施設を適切に確保しなければならない。(利用定員が20人以上の事業所内保育事業を行う者を除く。)	国基準 のとおり	従
	項 目	国 の 基 準		本市基準案	基準類型
	(II) 運営に関する基準	居宅訪問型事業を行うものは、乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、あらかじめ連携する障がい児入所施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携する施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいてはこの限りでない。	国基準 のとおり	従	

		<p>特定保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設等との密接な連携に努めるものとする。</p>	国基準 のとおり	参
		<p>特定地域型保育事業を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育事業に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。</p>	国基準 のとおり	従
		<p>当該特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育児の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受け取ることができる。</p>	国基準 のとおり	従
		<p>特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受け取ることができる。</p> <p>①日用品、文房具等の購入に要する費用</p> <p>②特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>③特定地域型保育事業を行う事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>④上に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの。</p>	国基準 のとおり	従
		<p>特定地域型保育事業者は、上記の支払いを受ける額のほか、直接支給認定子どもの便益を向上させるものであって、支給認定保護者に支払いを求めることが適当である便宜について、当該便宜にかかる費用の額の支払を当該支給認定保護者から受け取ることができる。</p>	国基準 のとおり	従
		<p>特定地域型保育事業者は、前3項の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得ることとする。</p>	国基準 のとおり	従
	項 目	国 の 基 準	本市基準案	基準類型
の 運 営 に 関 す る	(Ⅱ) 運 営 に 関 す る 基 準	<p>特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営基準第35条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意し、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	国基準 のとおり	従

		提供する特定地域型保育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。	国基準 のとおり	参
		<p>特定地域型保育事業者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>①事業の目的及び運営の方針 ②提供する特定地域型保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ⑤支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥利用定員 ⑦特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他重要事項</p>	国基準 のとおり	参
		特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たり、事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。また、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	国基準 のとおり	参
		特定地域型保育事業者は、やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。	国基準 のとおり	参
		特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。	国基準 のとおり	参
		特定教育・保育施設の(※)の規定については、特定地域型保育事業について準用する。	国基準 のとおり	準用元 に同じ
	(Ⅲ) 特例地域型保育給付費に関する基準	特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守すること。	国基準 のとおり	従
項 目		国 の 基 準	本市基準案	基準類型
保育事業の運営	(Ⅲ) 特例地域型保育給付費に関する基準	特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数(法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。)が、利用定員の数を超えないものとする。	国基準 のとおり	従

		特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	国基準 のとおり	従
		特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数（法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。）が、利用定員の数を超えないものとする。	国基準 のとおり	従
(3) その他		特定保育所については、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、受け取りの際に市町村の同意を得ることを要件とする。	国基準 のとおり	従
		特定保育所は市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。	国基準 のとおり	従
		小規模保育事業C型にあっては、この府令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間の利用定員は、6人以上15人以下とする。	国基準 のとおり	従
		特定地域型保育事業者は、市町村が認める場合は、この府令の施行の日から5年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる。	国基準 のとおり	従
		規定なし	暴力団 の参入 等の排 除（◇）	

◇公的給付により、暴力団等の参入・影響を排除し、安心して利用できる環境を整備する。

施行日は子ども・子育て支援法の施行の日とする。